

## 平成30年度事業計画

### 事業実施方針

今日の国際社会は高度情報化の進展を背景にグローバリズムが更に広がる一方で、一部にナショナリズムの傾向も強まっており、経済情勢がさらに複雑化する要因となっている。さらに、異常気象の頻発や災害の激化など、地球規模での環境問題の深刻化も懸念されている。

国内においても大規模な自然災害が多発しており、これら自然災害への備えに対しても人口減少、少子高齢化及び過疎化などへの対応とともに喫緊の課題となっている。

家畜衛生においては、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が周辺諸国で継続的に発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状態にある。加えて、台湾の野生動物における狂犬病の発生、MERS、エボラ出血熱等の流行が国際的な問題となるとともに、国内においてもSFTSやデング熱の発生が脅威となっている。

このような状況の中で、国民生活の安全と安心を守り、畜産の振興とその持続的発展を図る上で、家畜の保健衛生の向上、食の安全性の確保や人と動物の共通感染症に対する不断の備えが一層強く求められている。

さらに、犬や猫などの家庭飼育動物が家族の一員として大きな役割を果たす中、人と同様にこれら動物の高齢化に対する高度獣医療や人の医療や福祉での動物介在活動も強く求められている。

このため、本会は公益目的事業の着実な推進、効果的な普及啓発、効率的な会計処理等について一層充実した事業の展開並びに組織の運営に努めることが必要である。

また、会員各位が社会的使命感や責務を理解・認識・共有し、質の高い獣医療を提供するため、さらに自己研鑽を積み、狂犬病予防事業をはじめ動物愛護・保護活動に積極的に取り組むとともに、地域社会に甚大な被害をもたらす家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）の防疫対応について、疾病の侵入防止、まん延防止を図るため農場での徹底した衛生対策指導や情報提供等に務める。

### I. 公益目的事業

#### 公1 人と動物の共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

本事業は、人と動物の共通感染症の発生を予防し、動物の正しい飼い方等の普及啓発や動物愛護精神の高揚を通じ、公衆衛生の向上や人と動物が安心して暮らせる社会環境を整えるとともに、家畜の伝染病や食中毒等を予防し、安全・安心な畜産物の生産・供給をすることにより、県民の食生活の向上に寄与することを目的に、次の事業を実施する。

## 1. 公衆衛生の向上に関する事業

### (1) 狂犬病予防事業

人と動物の共通感染症である狂犬病は、日本では発生がないものの、未だ世界では多くの方が命を奪われており、罹患した犬等に咬まれて発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気である。

本事業は、厚生労働省局長通達に基づき、県・市町村・獣医師会が連携し、市及び町村の代表者と獣医師会の覚書により、集合注射及び個別注射等の予防対策に係る事務の推進を図るとともに、予防注射を受けた犬にアナフィラキシー等による事故が起きた場合、事故対策準備金により見舞金治療費等を交付する。

また、ホームページ等を活用し狂犬病を含めた人畜共通感染症の予防及び正しい知識の普及啓発に努める。

## 2. 動物の愛護・保護活動事業

家庭で飼育する動物が増加する中、その習性や正しい飼い方、愛護や保護精神の高揚や普及啓発を図る。

### (1) 動物愛護支援事業

犬及び猫の譲渡者や県民を対象に、講習会等を実施し地域社会の健全な発展を図るとともに、技術的な支援を行う。

#### ①譲渡犬・譲渡猫支援事業

大分県動物管理所並びに保健所で譲渡された犬・猫の無料健康診断、避妊・去勢手術の助成、愛犬・愛猫飼育講習会等の実施。

#### ②市民公開講座

県民を対象に動物愛護の意識啓発や高揚を図るため、専門家による講習会を開催する。

### (2) 動物愛護管理推進事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」を受け、動物愛護思想の普及啓発・定着化を図るため、県の委託を受け動物愛護フェスティバルの開催並びに動物愛護推進員の養成講習会や学校等での動物介在活動等を支援する。

#### ①動物愛護推進員等活動支援事業

県が委嘱した大分県動物愛護推進員の養成、動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員の活動支援を行う。

#### ②優良な飼い主育成事業

動物を適正に飼育するよう飼い主を教育及び啓発する。

- ・愛犬しつけ教室、動物愛護フェスティバルの開催、犬及び猫の適正飼養啓発支援、糞放置防止啓発等

#### ③動物愛護ボランティア育成事業

動物愛護啓発等の活動をするボランティアを育成する。

### (3) 鳥獣110番救護所設置事業

県の委託により、指定動物病院において傷病野生鳥獣の保護及び救護を行い、当該野生鳥獣の野生復帰を図ることにより、生物多様性の保全並びに県民に対する鳥獣保護思想の普及啓発を推進する。

### (4) 希少野生動物保護支援活動

九州・沖縄地域に生息する希少動物（ヤマネコ、アマミノクロウサギ、岬馬等）を保護するため、九州・沖縄地区の希少野生動物保護活動を支援する。

## 3. 補助犬支援事業

補助犬の感染症の予防と健康保持を図ることにより、視覚障害者の社会参加を促進する目的で補助犬の狂犬病ワクチンや診療費の一部を助成する。

## 4. 安全な畜産物の生産・供給に関する事業

畜産農家の家畜伝染病予防や衛生管理の向上及び損耗防止対策等を指導することにより、畜産の振興並びに安全で安心な畜産物の生産・供給を図り、県民の食生活の向上に寄与する。

### (1) 畜産振興事業

①家畜伝染病を予防し、安全・安心な畜産物の生産・供給や商品性の向上を目的として畜産協会が実施する自衛防疫事業及び特定疾病予防接種推進事業に協力する。

#### ②畜産共進会における表彰

畜産関係団体が開催する畜産共進会において選考された優秀な家畜に対し表彰し、家畜の改良増殖を通じ畜産の振興・発展を図る。

### (2) 要指示医薬品適正使用指導事業

安全・安心な畜産物を消費者に供給するため要指示医薬品の円滑な流通と適正使用を図るため、動物薬事に関する研修会の開催などを行い、要指示医薬品指示書発行指定獣医師の指導を実施する。

## 公2 獣医事及び学術の向上を目的とする事業

本会会員は、その使命と責務の重大さを認識し、人と動物の共通感染症と動物特有の感染症の発生防止を通じて、人と動物が共生できる社会をつくることが期待されており、さらなる獣医学術の研鑽と獣医療技術の向上及び獣医事普及を図ることを目的に、次の事業を実施する。

### (1) 獣医学術学会事業及び地区大会事業

獣医療業務の推進、研修や畜産の振興、獣医公衆衛生の発展に寄与することを目的に開催する獣医学術九州地区学会並びに、獣医事の向上及びその普及、啓発や人材育成等を目的に同時開催する地区獣医師大会を、九州各県及び北九州市獣医師会と共催する。

## (2) 講習会、研修会の開催

会員の学術の研鑽と獣医療技術の向上並びに畜産の振興、公衆衛生の向上、動物愛護及び社会福祉の向上等を目的に各種講習会、研修会等を開催する。

## (3) 日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

獣医師専門職の人材育成及び質の確保と、最新の獣医療情報、知識・技術を修得するため日本獣医師会が開催する研修会、講習会等へ協力する。

## (4) 獣医師会報の発刊

獣医・畜産学術の水準を高め、会員相互の切磋に資し、獣医畜産や公衆衛生及びその他学術の振興に貢献するとともに、本会発展のための機関誌を発行する。

## II その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

### 1. 会員の互助・福利厚生

獣医師総合福祉生命共済、獣医師賠償共済等の会員の福利向上のため各種保険への加入推進

### 2. 会員の表彰

①功労者表彰規程による大分県獣医師会長表彰。

②九州地区獣医師会連合会長表彰等への推薦。

③日本獣医師会長表彰・感謝状への推薦。

### 3. 会員の慶弔見舞

慶弔見舞金規程による会員及び家族等への慶弔見舞

### 4. 獣医療証明書様式等頒布事業

獣医師法、獣医療法、動物薬事法等で診療等の際に交付が義務付けられている証明書等の様式について、統一した様式を頒布する。

## III その他本会の発展に係る事業の推進

### 1. 獣医師倫理の高揚と会員の融和と協調

### 2. 要請活動の推進

### 3. 各種情報の提供と出版物等の斡旋

### 4. 行政庁、関係団体が実施する事業への協力

### 5. その他本会の発展に係る事業の推進